

中華人民共和国輸入計量器監督管理方法仮訳

(「特定の行政規定の改正に関する国務院決定の決定」(国務院令第 666 号))

第一章 総 則

第一条 輸入計量器の監督管理を強化するために、本方法は中華人民共和国の計量法及び中華人民共和国の計量法実施細則の関連規定に基づいて策定される。

第二条 計量器を輸入するいかなる企業と個人、並びに外国企業（外国の製造業者、販売業者、以下同じ）又は中国国内において計量器を販売する代理人は、本方法を遵守しなければならない。

第三条 輸入計量器の監督管理は、国務院の計量行政部門によって行われ、具体的な実施は国務院及び関連する地方部門の責任で行われるものとする。

第二章 輸入計量器の型式承認

第四条 外国企業が中国国内において<中華人民共和国輸入計量器型式審査目録>に含まれる計量器を輸入と販売する場合、国務院の計量行政部門に型式承認申請をしなければならない。輸入品は外国企業自身が型式承認申請を行う。

外国企業が中国で販売する場合、外国企業またはその代理人は、型式承認申請を行わなければならない。

国務院計量行政部門は、「中華人民共和国輸入計量器型式審査目録」に対し、状況に応じて個別調整をする。

第五条 外国企業又はその代理人は、型式承認申請書、計量器サンプル写真及び必要な技術資料を国務院計量行政部門に提出しなければならない。

国務院の計量行政部門は、外国企業またはその代理人から提出された資料に基づいて、法的計量審査をしなければならない。

第六条 国務院の計量行政部門は申請を受け入れた後、担当の技術部門は全体評価と型式認定を実施し、外国業者又はその代理人にサンプルと技術資料を担当の技術部門に提供するように通知する。

- (一) 計量器の技術仕様書。
- (二) 計量器の組立図、構成図及び回路図。
- (三) 技術標準文書および検査方法。
- (四) サンプル試験報告書。
- (五) 取扱説明書。

型式認定に必要なサンプルは、外国企業またはその代理人によって無償で提供される。税関は、国務院計量行政部門の信用担保証書（Letter of Guarantee）に基づき通関審査と許可を実施し関税を免除する。サンプルは検定後、申請人に返却される。

第七条 型式認定は認定要綱に従って行うものとする。担当技術部門は国務院の計量管理部門が発行した<計量器の型式決定に関する技術規範>に従って認定要綱を制定する。主な内容は、目視検査、計量性能評価、安全性、環境適合性、信頼性および耐久試験である。

第八条 型式認定の結果は、審査を行った技術機関により国務院の計量行政部門に報告されるものとする。審査の結果合格した場合、国務院の計量行政部門は「中華人民共和国輸入計量器具型承認証明書」を申請者に交付し、中華人民共和国が認可した標識と認定番号を、該当する計量器と梱包材に使用することを許可する。

第九条 型式認定担当の技術機関及びその職員は、出願人に対し提供する技術情報について機密保持しなければならない。

第十条 次のいずれかの場合には、国務院の計量行政部門の認可を得て、臨時型式承認申請をすることができる。(一) 展示会用に購入されたもの (二) 緊急的な必要のある品 (三) 販売量が極端に少ないもの (四) 国内で現在型式認定能力がないもの。

第十一条 外国製の計量器は我が国の型式承認認可した後、国務院計量行政部門によって公表される。

第三章 輸入計量器の審査と認可

第十二条 計量器の輸入申請は、国の定められた輸入製品関連の手續に従い、検査及び認可を受けなければならない。審査担当部門及び輸入審査部門は<中華人民共和国法に規定された計量器目録>に記載された計量器具に対し、法的計量単位を審査し、計量法第四条に規定された計量器の輸入申請に対して認可の有無を確認する。審査の結果、要件を満たさない場合、審査部は輸入を許可してはならず、貿易事業者の発注も禁止する。税関は、輸入された計量器を認可部門の認可に基づいて、通関を許可する。

第十三条 特別な需要により、非法的単位を用いた計量器具と国務院により禁止されている他の計量器の輸入を申請する場合、中央政府直轄の省、自治区及び自治体の人民政府の計量行政部門の認可を受けなければならない。

第十四条 法定計算単位以外の計量器及び国務院により禁止されているその他の計量器の輸入を申請する業者は、中央政府直轄の省、自治区及び自治体の人民政府の計量管理部門に、下記の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請書。
- (二) 計量機器の性能及び技術指標；
- (三) 計量器の写真および取扱説明書。
- (四) 当局上位部門の認可文書。

第四章 法的責任

第十五条 これらの法的規定を違反し、法的単位不使用の計量器具又は国務院が禁止する他の計量器を輸入した者に対し、＜中華人民共和国計量法実施細則＞第四十四条規定に基づき、法的責任を追及する。

第十六条 本管理方法の第四条規定を違反し、国務院の計量行政部門に認可されていない計量器を輸入又は販売した場合、計量行政部門はその計量器を封印し、型式承認手続を停止させる権利を有する。さらに輸入販売の30%未満の罰金を科すことが出来る。

第十七条 輸入計量器型式認定を担当する技術機関が第九条規定を違反する場合、＜中華人民共和国計量法実施細則＞第五十八条の規定に基づく法的責任を追及する。

第五章 附 則

第十八条 導入される設備に付属された計量器及び非売品の計量器の監督管理は、国の関連規定に従って処置する。

第十九条 本方法に関連する申請書、証明書及びロゴサンプルは、国務院の計量行政部門によって一括に制定される。

第二十条 輸入計量器の型式承認及び型式認定の申請には、国の関連規定に従って所定費用を支払わなければならない。

第二十一条 標準物質に一定量使われる標準物質輸入の監督と管理は本方法の規定を参考にして執行することができる。

第二十二条 国務院の計量行政部門は本管理方法の問い合わせ窓口となる。

第二十三条 本方法は、公布の日から施行する。